

奈良県立大学学術情報委員会規程

(目的)

第1条 奈良県立大学の附属図書館の管理並びに学内の情報システム及び教学 I Rに関する事項を審議するため、学術情報委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項等)

第2条 委員会は次に掲げる事項について審議する。

- (1) 附属図書館の管理及び運営に関する事項
- (2) 附属図書館の図書購入計画に関する事項
- (3) 学内の情報システムに関する事項
- (4) 教学 I Rに関する事項
- (5) その他の学内の学術情報に関する事項

2 委員会は、前各号に掲げる事項に係る審議の結果について、教授会に報告し、又は意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学術情報部長
- (2) 専任教員のうち学長が指名する者 3人以上
- (3) 一般職員のうち事務局長が指名する者 2人以上

2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学術情報部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は事務局総務課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 奈良県立大学図書・研究委員会規程（平成27年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。